

玉川大学証明書等の発行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、玉川大学（以下「本大学」）という。が発行する学生証、通学証及び証明書（以下「証明書等」という。）について、必要な事項を定める。

(証明書等の発行)

- 第2条 証明書等は、原則として、本人の申請に基づき発行する。
- 2 証明書等の発行申請書様式、発行手数料の徴収方法等の発行手続きに係る事項については、別に定める。
 - 3 証明書等の発行者は学長とする。ただし、必要に応じて、教学部長、学部長、研究科長及び保健センター 健康院長等を発行者とする場合がある。

(証明書等の種類)

- 第3条 本大学の通学課程において発行する証明書等の種類は、別表1に定める。
- 2 本大学の通信教育課程において発行する証明書等の種類は、別表2に定める。

(証明書等の発行手数料)

- 第4条 本大学の通学課程の証明書等の発行手数料は、別表1に定める。
- 2 本大学の通信教育課程の証明書等の発行手数料は、別表2に定める。

(規程の改廃)

- 第5条 この規程の改廃は、大学部長会又は大学院研究科長会の議を経て学長が行う。

(事務主管)

- 第6条 この規程に関する事務主管は、教学部とする。

附 則（省略）

別表1、別表2（省略）